

国民年金の障害基礎年金・ 遺族基礎年金をご存知ですか？

障害基礎年金

●病気や事故で障害が残ったとき

国民年金加入中（または加入していた方で60歳～65歳未満のとき）に初診日（初めて医師の診断を受けた日）のある傷病で、初診日から1年6ヶ月たつたときに請求できます。65歳になる前に国民年金を繰上げ請求した方は、請求できません。

遺族基礎年金

●一家の支え手（夫）を失ったときに

*初診日から1年6ヶ月後が20歳よりも前のときは、20歳になつたときに請求できます。

*初診日から1年6ヶ月後になつた場合は、65歳になるまで請求できます。

*保険料納付期間（保険料免除を含む）が加入期間の3分の2以上ある方または、初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料未納期間がない場合に対象となります。

平成23年度の年金額

1級	9,866,100円
2級	7,888,900円

受給権発生時または、発生後に生計を共にする18歳未満の子がいるときは、加算があります。

※身体障害者手帳などの等級とは異なります。

平成23年度の年金額

妻が受けるとき	1,015,900円
子が受けけるとき	7,888,900円

生計を共にする18歳未満の子が2人以上いるときは、別途加算があります。

浄化槽の適正な管理をお願いします

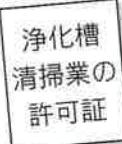
定期的に必要な管理作業等

浄化槽は、公共下水道が整備されていない区域などで、水洗便所の污水や風呂・台所などの生活雑排水の汚れをきれいにし、川等へ放流するための設備です。



しかし、浄化槽の管理が不十分な場合、汚れたままの污水が川等へ流れ出てしまい、悪臭や河川等の水質汚ぐくの原因になります。

大切な自然を守り、また生活環境を保全するため、浄化槽を使用されている方は「浄化槽管理者」として浄化槽法に基づき適正な管理が義務づけられています。



◆問い合わせ先

米子年金事務所（旧米子市会保険事務所）

☎ 0859-34-6111

本庁・住民生活課

☎ 0859-54-5210

大山支所総合窓口課

☎ 0859-53-3311

中山支所総合窓口課

☎ 0858-58-6114

◆問い合わせ・届出先

鳥取県西部総合事務所

☎ 0859-31-9323
FAX 0859-31-9333

支給されるのは、子が18歳になつたあとの最初の3月分までです。

①保守点検（年3～4回以上※、県知事登録の保守点検業者に依頼）

②清掃（年1回以上※、市町村長許可の清掃業者に依頼）

③定期検査（年1回、指定検査機関・（財）鳥取県保健事業団「☎ 0859-39-3288」に依頼）

※保守点検・清掃の回数は浄化槽の規模や種類により異なります。